

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

警 務 第 2 4 9 号

令 和 4 年 1 0 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

この度、交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年10月青森県公安委員会規則第11号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については、次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由及び内容

八戸警察署中沢警察官駐在所の名称変更及び新築移転に伴い、所要の改正を行うため制定されたものである。

2 施行期日

令和4年10月20日

担当：警務課企画係

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

青森県公安委員会規則第十一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		改正後		改正前		
備考	表中の「」の記載は注記である。	[略]	八戸警察署	[略]	[略]	
			大館警察署 官駐在所	八戸市新井田西三丁目十五番十 二号	八戸市新井田西三丁目十五番十 二号	
[略]	[略]	[略]	南郷警察署 官駐在所	八戸市南郷大字市野沢字三合山 四十一番地四十 八	中沢警察署 官駐在所	八戸市南郷大字市野沢字家口山 六番地二
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

附 則

この規則は、令和四年十月二十日から施行する。